

ゲート前という接触領域

——沖縄県那覇市新都心における軍用地の記憶と返還地の開発

越智郁乃

<要旨>

在日米軍施設が集中する沖縄県では、1961年から2007年までの間に軍用地利用から返還された土地が12万ヘクタールにも上る。過密化する今日の沖縄本島中南部では、狭小な土地の有効活用のため返還跡地の開発が進められてきた。大規模商業地として開発が行われた地域では雇用が増大したが、商業偏重の開発とその後の経済や社会の持続可能性については疑義が呈されている。このように評価が分かれる跡地開発に対して、本稿ではかつての軍用地とその周辺地域を「接触領域」と捉え、今日までの特異な社会空間での地域の住民の経験、すなわち琉球王府、日本、米軍統治から日本復帰へというように次々と変わる支配者層および支配文化といかに相対し、いかに交渉してきたのかという長い道のりに注目する。具体的には、軍用跡地開発を経て誕生した那覇市新都心を事例に、そこでの住民の経験として沖縄戦前後、米軍による土地接収後の米軍住宅化やそれに伴う周辺地域での開発が、返還後の大規模再開発にいかなる影響を及ぼしているかということを明らかにし、単なる開発の評価だけではなく、その地に住まう人々にとっての軍用跡地開発の意義について考察する。

033

1 はじめに

沖縄県には日本における米軍専用施設・区域の74.3%が集中している。県の総面積の10.2%を占める軍用地は、狭小な沖縄県の中で大規模かつ高密度に形成されている。1972年の日本復帰を契機に徐々に返還された土地は、沖縄県の調べによると1961年から2007年までの間で12万ヘクタールに上る。過密化する今日の沖縄本島中南部では狭小な本島の土地の有効活用のため、その返還地の跡地開発が進められてきた。2006年の日米安全保障協議委員会において返還方針が示された嘉手納飛行場より南の施設・区域については県の人口集中地域であり、大規模な返還になることから、計画的な都市づくりを行うことで新しい経済活動の拠点を目指す必要が指摘されている〔沖縄県知事公室基地対策課編2008〕。

すでにいくつかの大規模返還地では行政や本土資本による開発が行われ、新たに商業地や宅地へと生まれ変わっている。しかし、商業地偏重の開発とその後の経済や社会の持続可能性については、疑義が呈されている〔真喜屋2010a、2010b；西川・松島2010〕。1982年に全面返還された那覇市牧港地区米軍住宅跡地の約200ヘクタールの土地では、1992年から那覇市と地域振興整備公団と地主による大規模な開発が行われ、新たに新都心と名付けられた地域が誕生した〔真喜屋2010a〕。この地域では地主が収益性の高い商業的な開発を求め、結果として商業施設が乱立した。この沖縄県内のパイを奪い合うような新都心型開発に対して、持続可能な開発を求める研究者らから、ディヴェロッパー主体型、企業利益優先型の理念なき開発〔西川・松島2010〕という評価がなされている。その一方で、沖縄本島中部読谷村の読谷補助飛行場跡地で行われた第一次産業中心の「農業型開発」は、返還当時の村長の「強いリーダーシップ」と「明確な開発理念」のもとで進められ、外部資本や大型施設誘致に頼らない内発的発展として高く評価されている〔真喜屋2010b〕。

しかしながら読谷村での農業型開発は、実際には「明確な開発理念」によって円滑に進んだわけではなく、かなりの紆余曲折がみられる。高山佳子は戦前から農用地を豊かにしようとしてきた読谷村での人々の実践を踏まえて、接収後の地質や土地利用の変化が住民の生業や土地への認識に多大な影響を及ぼしていることを指摘している〔高山2002〕。例えば、接収前の補助飛行場の滑走路一帯はその多くが傾斜のある農用地で、家畜の糞とススキを混ぜたカジグェーという堆肥を用い、ヤファタスーブ（除草競争）と呼ばれる徹底除草も行われるなど、人々は土地を豊かにするために多大な関心を払っていた。しかし、米軍の上陸とその後の接収によって石灰岩が敷かれると、降雨時の雨水が土地に浸透せず海に流れ出し、周辺海域の魚介類が減少するという変化が起こった。地主らは土地を接収されながらも滑走路周辺で農業を続けてきたが、補助飛行場の返還前には本土資本によるゴルフ場建設計画が持ち上がった。地主たちにとって魅力だったのは、米軍によって地形地質が改変された土地がゴルフ場建設によって一括利用され、さらに軍用地並みの地代収入があることだった。結局ゴルフ場計画は頓挫し、農業振興に熱心な新村長の当選により、当初農用地としての利用が計画されていなかった土地も農用地指定が行われた。農用地への土地改良事業導入に対し、多くの地主らは「農地にすると農業しなければならない」と反対したという。また、土地の減歩、換地による畑の移動、土地改良の際に客土に

よって土質が変化するという理由からも事業に反対した。しかしながら、「土地を活かす有効な手立てがないのだからひとまず以前の土地利用に戻そう」と説得されたという。軍用地の返還後、滑走路跡とあわせて圃場整備され、分散していた土地は一カ所に集約されることで一筆の面積は拡大し、機械化により利便性は上がった。しかし旧来の傾斜地は平坦になり、客土による土質変化でサトウキビの減収や雑草の増加が起こった。過去に軍用地だった場所は再び農用地に戻ったものの、その内容は戦前とは大きく変わってしまったのである〔高山 2002〕。

沖縄における開発と環境保全の相克について論じた松井健は、開発に関わる事象はその折々の歴史的な出来事と密接に関わる複雑系をなしていると指摘する。その地において主体でありエージェントである人々は時に分裂し、集まり、その時々々の歴史にどのように対応して動いて行ったのか、時間的空間的に拡張する文化社会的諸要因の絡まりを解いていかななくてはならない。そして、開発に対して事後的な評価を下すだけではなく、なぜこのような開発戦略が選ばれたのかということ、この地域の文化的・歴史的・社会的文脈に沿って探る必要があると述べる〔松井編 2002：6-7〕。上述したように、持続可能な開発を唱える論者にとって商業開発された返還地は、ネガティブな存在としてみられる傾向にある。確かにマクロな視点から、今後の沖縄の土地利用と持続可能性について考えていかなければならないだろう。しかしながら、今日までの特異な社会空間での住民の経験、すなわち琉球王府や日本による統治、さらには沖縄戦を経て米軍に統治され、また日本復帰するということに次々と変わる支配者層および支配文化といかに相対し、いかに交渉してきたのかという長い道のりは等閑視されてきた。

そこで本稿では現在の新都心とその周辺地域における近世からの土地の利用変化を踏まえて、戦後の米軍による土地接収と米軍用地化という経験が返還後の本土資本が絡む大規模開発にいかなる影響を及ぼしているかということをも明らかにすることで、その地の人々にとっての軍用跡地開発の意義について考察する。

本稿では考察を進めるにあたって、以下の二つの概念を用いる。

一つ目は、対象となる新都心とその周辺地域を「接触領域」と捉えることである。プラット (Pratt) は、接触領域 (contact zone) という社会空間は地理的、歴史的にも分離していた人々が接触する中でぶつかり合う場所であり、植民地主義などの支配と従属という極端な非対称的関係において生じると述べている。植民地での接触は一方的な支配だけでなく、共存や相互交渉、絡み合う理解や実践によって構築されるのである〔Pratt 1992:4-7〕。田中雅一はプラットの問題意識を引き継ぎつつ、地域概念の批判に対象を拡大して接触領域について論じている〔田中 2007〕。例えば、国家単位の歴史・文化研究を克服するために「地域 (area)」という概念が提案されたが、地域研究は植民地支配や国家利害と密接に結びついた国家戦略の一部として進められてきたことを踏まえるならば、地域概念もまた国家中心主義の帰結でしかない。地域研究が地域の何らかの特徴を総合的な視点から歴史的・文化社会的に明らかにすることを目的としているなら、明らかになる「実体」「対象」があるということである。それに対して、常に周辺に位置する接触領域は、他者と出会う場を理解するための枠組みであり、視点である。接触領域に注目することは、これま

で当然とみなされてきた中心と周辺との関係を根本的に逆転させる [田中 2007: 38-39]。

プラットと田中の議論を引き継ぐなら、沖縄全体を接触領域と捉えることができる。戦後沖縄におけるアメリカニズムの受容について論じた屋嘉比収は、まさに植民地状態の沖縄において人々が「アメリカ文化」と出会う場という接触領域を対象化した。沖縄では 1940 年代後半から 1950 年代にかけて、米軍の持ち込んだ缶詰文化の受容や物資の横流しによる密貿易を通じたネットワーク形成などが行われていた。1960 年代になり、徐々に経済的に豊かになると、基地ではなく日本を経由した製品による「アメリカ消費文化」の受容に至る。その一方で、基地で働かざるを得ない人々が人権と労働権の尊重を求めて結成した組合である「全軍労」による復帰運動や基地反対運動が起こった。彼らは基地で働きながら基地を否定する矛盾を抱えながら、その矛盾を社会に開き共闘した。このように沖縄の人々は圧倒的な権力を持った米軍に対して様々な交渉を通じて、また、ある状況では支配関係を逆手に取り、自らの生活空間を押し広げてきた [屋嘉比 2009]。同様に、現在新都心と呼ばれる地域にかつて暮らしていた人々も戦災を受け、戦後には自分たちの土地が接収され米軍住宅となり変化していく過程で「アメリカ」と出会い、交渉し、自分たちの生活空間を再構築してきた。本稿ではその接触領域での経験と記憶がいかなるものか、そして時間を経てどのように引き継がれているのかということについて考えたい。

二つ目は、「資源」という概念である。本稿では新都心の土地利用変化を論じるにあたって、私有地に加えて共有地（コモンズ）の開発に注目する。沖縄において共有地は^{そま}杣山あるいは^{やま}模合山と呼ばれ、集落住民はそこから生業に必要な薪や草などの燃料になる自然資源を得るとともに、その地を維持管理してきた。今回取り上げる新都心の一地区である A 地区はかつて農村であり、集落の住人によって共有地と共有施設が保護管理されていた。戦後は米軍による接収を機に、土地そのものが利用できなくなった。私有地では、米軍により支払われる地料が土地を追われた人々にとっての新たな生活の糧になった。しかし、共有地は米軍により支払われる地料が個人単位ではなく、住民集団を通じて分配されるようになった。その後、軍用地返還を機に大規模な開発を受け、共有地利用法も大きく様変わりした。特に A 地区では、共有地を利用する権利を持つ人々が法人化し、ショッピングモールを誘致したという経緯を持つ。確かに現在の土地は住民にとって元手や資本ともいえるが、上記のような変化を踏まえると、共有地へのアクセスや共有地から分配されるものは長い時間的な認識のもとで「可能態」[佐藤 2007] であり、それを「資本」というよりは「資源」と表現するのが適当であると考ええる。

上記の議論を踏まえて、本稿では現在的那覇市新都心および周辺地区を水平方向に接触領域と捉え、時間軸で資源の変化について追いながら、住民にとっての新都心地区の開発の意義について明らかにしていく¹。

本稿は以下のような構成をとる。まず、琉球国時代から日本に組み込まれた時代を経て沖縄戦へと至るまで農村であった A 村の土地利用と所有のあり方から、共有地の生成過

1 本報告で使用する一次資料は、2005 年および 2012 年～2014 年にかけて現地で断続的に行っている参与観察および聞き取り調査により収集した。

程について示す。続いて、沖縄戦と米軍の土地接収による A 地区の土地利用の劇的な変化と軍用地に接しながら暮らす彼らの生活変化について詳述する。そして復帰後、返還された土地を自分たちで再び維持管理していく際に行われた共有地の商業的開発によって得られた資源分配について述べ、その戦略に影響を与えた軍用地時代の経験と記憶について検討する。また、共有地を消失してしまった隣接地区（C 地区）について取り上げ、土地という資源がないが故に村落祭祀の重要な地点であった泉の再建や、新設した小学校に古い村落名をつける活動を行うという資源化に注目しながら、A 地区と比較検討を行う。

2 資源の変遷

2-1 近世王府時代から明治期

本節ではまず、琉球王国近世からの A 地区の土地利用とその変化についてみてみよう。歴史学・民俗学的に村は「シマ」と呼ばれ、琉球王国の行政単位であり、かつ住民の生活母体、年中行事・祭祀を行う主体でもあった。土地はすべて王府のものであり、農地は開墾するか、下賜という形で得た土地を地域住民が耕作していた。かつて A 村と呼ばれていた A 地区でも、丘陵地帯を開墾した田畑で野菜類、稲、サトウキビの生産していた。特にサトウキビの生産からそれに続く製糖作業は、この地区の土地利用のあり方に大きな特徴を与えている。

村の記録によると 1879 年、A 村を含む周辺村を統括する M 間切の負債補償のため、2033 坪のサトウキビ畑を耕作していた。製糖された黒糖は琉球王府時代より日本向けに出荷された。王府の財政を支える有力な商品作物であったサトウキビは畑地で容易に栽培できるうえ、降雨量の少ない地域では水田よりも効率がよく、イモとの間作も可能で、明治期に入ってからその耕地は拡大した〔真栄平 2004；西里 2004〕。製糖作業は結（共同労働）によって担われる。A 村の場合、村の住人は親族ごとに三つのグループに分けられ、結によりキビの栽培、製糖が行われた。製糖場では、牛馬を動力とした甘蔗压榨機により黒糖の手工業的生産が行われた。

一方、土地の所有形態に関しては、1899 年、土地区画整理法が施行され、土地の個人所有が認められようになる。土地持ちの農民は「元持ち地人（ムトゥムチジンチュ）」と呼ばれ、土地を持たない農民や外部からやってきて住み着き農作業に従事した寄留民らは「名子（ナグ）」と呼ばれたように、土地の有無によって村の成員が区別化されている。個人所有の土地以外、例えば A 村の場合、隣村との緩衝地帯である荒れ地、薪や草を刈って利用する村山野、祭祀場所（拝所）、闘牛場、遊び庭、ため池、製糖場など、「誰のものでもない」もしくは「皆のもの」と認識されていた土地は、いったん国の土地となった後、払い下げられて村の共有地になり、村頭の管理のもと地人が利用権を得た。共有地の利用に関しても、耕作できる土地を所有しているか否かが判断基準になっていたが、1903 年の砂糖消費税請願署名²によると、A 村の当時の砂糖生産者の中には名子も含まれている。製糖のように共同作業が必要な労働形態の場合、地人以外でサトウキビを生産している名子も共に製糖労働を行うため、名子にも製糖場の利用権が与えられたと考えられる。

表1 1880年から1990年までのA地区世帯数および人口

年	世帯数	人口
1880	194	851
1903	188	835
1944	210	810
1945	118	378
1947	139	512
1955	246	1092
1960	544	2114
1965	719	2952
1970	990	4023
1975	735	2887
1980	1054	2964

(筆者作成)

と、村単位で県内疎開を行うことが決定され、A村住民もそれに従うことになった。1945年3月には、米軍が沖縄本島に上陸を開始した。日本軍の中心である首里城の防衛の要であったA村の高台が激戦地になり、日米双方の軍人以外に村に残った老人らを含めて民間人の被害が続出した。地形が変わるほどの砲撃により、当地の景色は一変した。一方で集団疎開した住民らも疎開地で戦闘に巻き込まれ、さらには飢えのために半数以上が命を落とした(表1参照)。戦争終結後、生き残った住人らは、本島南部の摩文仁村に集まり米軍の捕虜になった。貧しい収容所生活を経る中で、少しでも自分たちの村に近づきたいという思いから、那覇市に近い豊見城村に集団で移動した。A村によりやく帰村したのは1947年になってからであった。戦災で荒れ果てた土地には、多くの死者が横たわったままだった。帰村者は死者の遺骨を村はずれの場所に祀り、荒れ果てた土地を再度耕して村を再建したと現在80歳代の女性は記憶している。しかしこの時、すでに米軍によるA村の土地接収が決まっていた。

後に住民らが残した村の記録³によると、軍当局からA村への帰村自体が最初から一時的なものであると言い渡されていたという。1949年の中華人民共和国成立、1950年の朝

このように共同労働、または収穫を祝う村の祭り、子供の遊び場などを通じて、土地を持たない住人の共有資源へのアクセスが認められていたことが分かる。

1908年、特別町村制施行からA村はM村の字A(A区)に名称が変更されたが、区長は村頭が引き継いだため、村の有力者による統治システムにそれほど大きな変更はなかったと考えられる。

2-2 米軍による土地接収と米軍住宅の出現

長閑な農村であったA村は、その後幾度も悲劇に見舞われる。日本軍の南方戦線での苦境の情報がもたらされ、1944年10月に那覇市を中心に米軍による空襲を受ける

2 1901年に公布された砂糖消費税に対して、仲買人は消費税分を差し引いた金額で砂糖生産者から荒糖や黒糖を買い取っていたことから、1903年にこの税法に反対した砂糖生産者らが改正を政府に要請する署名を沖縄県内各地で行った[本部町史編集委員会1984]。A地区では上記の砂糖生産者の記録をもとに、当時の村を構成していた地人や名子を特定している。

3 今回参照したA地区の資料は3種類ある。一部出版されているものもあるが、本稿では地区名に仮名を用いているため書名を掲載することは避け、資料の性格のみここに記す。一つ目は、強制移住を経験した第一世代らが強制移住前後のことを座談会形式で述懐し、資産保存会で配布したとみられる資料で、配布年代ははっきりしないが資産保存会が法人化した後に作成されたとみられる。ここでは「村の資料」と呼ぶ。二つ目は、2003年に事務局長名義で作成された「A村を知る」と題する会の研修資料で、「A村の歴史、旧村の位置、現在の所有地や名義人、民俗、会則」がまとめられている。後述する会則や祭祀内容はここから引用した。三つ目は会名義で2010年に出版された『A誌』(全370頁)で、近隣の図書館にも収蔵されている。本稿では便宜的に「A地区の地誌」と呼ぶ。

鮮戦争を経て軍事拠点としての重要性が高まった沖縄では、軍による基地の長期保有方針が打ち出された。米軍はA村一帯に大規模な家族用住宅建設を決め、最初の立ち退き通告を行ったという。最終的に村の3分の2の土地が接収され、村は分断されることになった。接収予定地には田畑及び居住地のほとんどが含まれたため、ほぼ全住民が移動を余儀なくされた。村では話し合った結果、強制的に追い出されるよりはいいということで、集団で移住することになった。住民に希望をとり8割は同村内の接収を免れた荒れ地に移動し、新たに集落（字A）を形成した（図1参照）。残りの2割は他所に生活基盤を移すことになり、集落住民は分断された。共有地の資源を利用できなくなった住民のうち半数は漁業に転換するか、米軍の賃金雇用者、米軍相手の商売を行ってどうにか生活を営んだ。同村内の荒れ地に移動した人々は、県有地等に米軍によって建設された規格住宅に住み、接収された土地の水源からパイプで引いてきた水を利用して生活した⁴。ある住民は、率先して退去したおかげで水を確保できたのではないかと推測している。

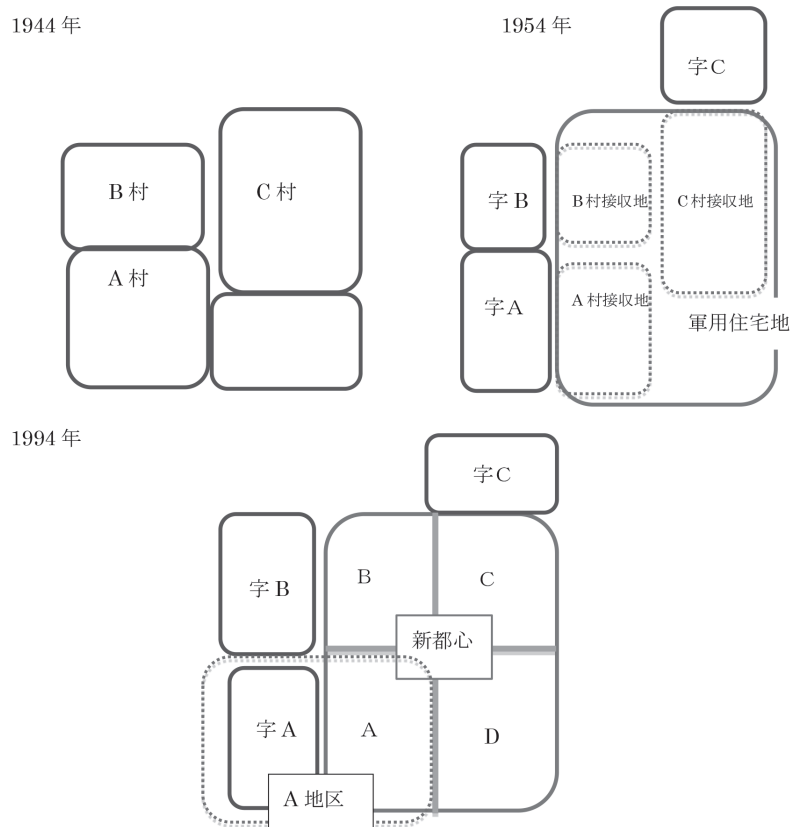


図1 新都心と周辺地域の成り立ち（1944年、1954年、1994年）（筆者作成）

⁴ 移住先では30坪の土地（県有地）が与えられた。後に自宅を建設する際には1坪15ドルで買い取るように県側から指導があったという。



写真1 再建された拝所（筆者撮影）



写真2 M Housing Area 全景。通りには大統領の名前などが付けられた。(A 地区の地誌からの転載)

サンフランシスコ条約により沖縄が日本から切り離された翌年の1953年、占領期以降の土地利用の法的根拠を求めた米軍による強制接収法が公布され、沖縄本島各地で土地の接収が開始された。布令には通告義務があり、猶予期間が設けられていたにもかかわらずそれさえ無視され、わずか10日後には「ブルドーザーと米軍の銃剣」により、住居も田畑もなぎ倒されていった。強制接収を経験した住民の一人は、「朝学校へ行って夕方帰ってきたら、家がなくなっていた」と当時の様子を語っている。接収された土地に対してわずかな軍用地料しか払われないことに憤慨した地主らは軍用地地主会を設立し、土地の売却を拒否し、賃料と補償を求めて米軍と対立していく動きが沖縄本島に広がった。A村でも同時期にA軍用地地主会が発足している。

闘争に加わった地主がいる一方で、土地の所有権を保持し続けることができるか分からず、争ったところで強権を持つ米軍に抗えないとあきらめ、安価に土地を売り払った地主も少なからずいたという。その際「コーラー本分の値段で土地を売った」というようなエピソードがよく語られるが、当時のA村の人々にとって土地自体の金銭的な価値認識は総じて低かったと考えられる。収穫が上がらない土地や荒れ地を自分の土地として所有していても、何も生み出さない。聞き取りによると米軍兵士による婦女暴行事件が多発し、村を分断して建設された米軍道路ではひき逃げ死亡事故も多数起こっていたという。このような理由から私有地を処分して他所へ移動し、新たな移住先で農地を得ることに希望を見出した住人もいたと考えられる。残った住人らは1958年に移住先の字Aの一角に拝所を再建し、接収されたA村にかつて点在していた複数の聖地（御嶽）、そして祖先神（火之神）、水の神などを象徴する石や香炉を移住先の土地に集約して祀り始めている（写真1）。

一方、接収された土地は軍用基地ではなく、軍属家族らが住む住宅地区M Housing Area（仮称）になった（写真2）。かつての農村は、平屋建ての住居1181戸とプール、ゴルフ場、小学校、飲食物や日用品の販売店であるPXなどの施設を含む、緑豊かなアメリカの住宅地に変貌した。フェンスの向こうにある自分たちの土地で「豊かなアメリカの生活」が展開されたが、多くの住民にとっては隔絶された世界だった。当時を知る住民は以下のように語る。

「〔子供の頃〕学校のすぐ裏がフェンスだった。フェンスだけみても凄いんだよ。錆びない。こんな凄いものをつくる国とよく闘ったもんだなと子供心に思った。」(70 歳代男性)

「入口にはガードマンがいて入れなかった。最初はアメリカ人で言葉も全然通じないし。そのうち沖縄人が雇用されるようになったが、入りたくても入れなかった。入口ではパスや ID を見せなさいと。あの頃はアメリカ人の天国だったね。」(70 歳代女性)

また、A 地区に隣接する C 地区の 90 歳代の男性は、A 地区と比較しながら以下のように語っている。

「〔字 C は水をひいてもらえなかったので〕とにかくいつも水がなかった。それなのにフェンスの中は芝生でいっぱい、スプリンクラーみたいなので水を撒いていた。水を求めたおばあさんが、フェンス越しにアメリカ人から水をもらったことがある。」

A 村の元住民らの中には、軍作業労働者やハウスメイド、ベビーシッター、PX や食堂などで働くために軍用地に通うことになった人もいた。米軍住宅地のゲート前だった字 A は、軍用地に雇用される人が多く住んでいたという。基地ではなく住宅地だったため、そこでハウスメイドとして働く女性がたくさんいたと 70 歳代の女性は記憶している。特に、ハウスメイドは住み込みの仕事で土日が休日であったため、A 村の女性らは働きやすかったという。

041

「働いているおうちの人がいい人だったら、〔週末に〕自分の家まで送ってくれた。それでずーっと続けていたという友人もいる。ハウスメイドとして働くためには、雇用主になる家のお父さんの名前で証明する書類を作らないといけなかった。一カ年に一回、必ず審査があった。結核を持っていないか、病気を持っていないかという身体検査もあった。〔那覇市に隣接する浦添市〕牧港にあった施設で証明書をとらないといけない。それとって A のゲートから中に入っていた。だから A は便利だったよ。」(70 歳代女性)

米軍住宅地だけでなく、そのゲート前となった字 A にも米軍による開発は及んでいた。1952 年、ゲート前の小高い丘の上に赤瓦の屋根に首里城の守礼の門を模した入口を持つホテルが建設された。そのホテルは沖縄の実業家が開業したが、資金の 8 割は米軍の出資によるもので、米軍将校・軍属とその家族用の宿泊施設として利用された〔沖縄タイムス社編 1980〕。1961 年には本土資本のホテルチェーンの傘下になったが、1960 年代後半にはアメリカの絵葉書にも「沖縄の現代的なホテル」と紹介され、復帰前後には日本政府要人らも宿泊している⁵。

5 『琉球新報』2000 年 11 月 30 日付記事および 2005 年 10 月 7 日付記事より。

このホテルが建てられた土地は、A 村時代からの共有地や私有地を含んでいる。聞き取りによると、そこは時々薪をとりに入るくらいで利用価値の低い荒れ果てた土地であったことから、ホテル事業者が二束三文で字 A 住民から借り受けたという。

「私の母が土地所有者を集めて先頭に立って何度も抗議に行った。ネギの束を持って『このネギいくらだと思います。おたくらはこのネギ一束分もお金払っていないですよ』って。でも土地代はほとんど払われなかった。それでも 6 人も子供がいていつも貧乏だったから少しでも入ってくる土地代を毎年待っていたよ。」(70 歳代、女性)

「あのお金持っているのは〇〇さんくらいだったから、A の住民が仲介して土地売らしてね。それを〇〇さんが高く売ったのよ。転売ね。それで自分たちはよそに立派な家建てて移っていった。あの時土地売らんかったら、私たち今頃金持ちになっているはずよ (笑)。」(70 歳代、女性)

このような米軍住宅地とゲート前の開発の影響により、住民らは農業を続けるより土地を売却したり、貸したり、軍施設雇用者になって賃金を得ながら生活するようになっていったのである。A 地区の地誌の統計資料によると、1970 年を最後に字 A 内において農業で生計をたてる居住者はいなくなった。

1965 年には、共有地の資産保存を目的とした「A 資産保存会」が設立された。この会の前身は、接収された土地の返還を求める地主会であり、個人地主らと連帯していた。その一方で、接収を免れた土地の中にある村の共有地を有効利用しようという動きが起こった。もともと村の周縁であったその土地は隣村との緩衝地帯として存在していたため、生活に必要な薪や草といった資源を豊富に有する土地とは考えられていなかった。しかし、土地接収後に新たに米軍道路が敷設されると、接収地周辺の都市化もあいまって人口が密集していった。さらに沖縄でモータリゼーションが進むことにより、主要道路沿いの土地の利用価値は高まった。A 地区周辺の地域を含めて、大規模に土地を購入する者も現れたという。そのため A 地区の共有地の新たな活用方法が模索され始めたのである。

戦後沖縄におけるアメリカニズムと文化受容について論じた屋嘉比は、米軍住宅地で沖縄の人々が垣間見たアメリカ人の生活は豊かさの象徴であり憧れの対象であったが、現実には基地内外を仕切るフェンスの内と外では圧倒的な物量の落差があり、その影響が及んだ範囲は限定され、文化的な影響や受容された領域は食事や洋服などの日常生活のごく狭い分野にすぎなかったと指摘している [屋嘉比 2009:332]。確かにアメリカニズムと文化受容に関する影響は、この時点では限られているように見える。しかし、米軍住宅地の成立とほぼ同時期にゲート前の字 A における米軍出資のホテル建設によってこの地区の土地が賃貸借や売買対象となったということは、必ずしもフェンスによって内外が仕切られているのではなく、ゲート前で米軍側と沖縄の人々の思惑が交錯する接触領域が存在していたということである。そして、それが後の土地利用や開発に影響を与える契機にもなっている。

2-3 土地の利用と価値の変化

1960年代後半、沖縄の日本への復帰が現実味を帯びてきた。A地区の地誌によると、米軍は沖縄の日本復帰後も接収地を使い続けるため土地の使用料を年々増加させていた。個人の土地所有者の中には使用料による収入が年間1億円を超える者もいたという。そして1972年の日本復帰を契機に、日本政府によって地料の見直しが図られた。米軍道路から国道になった土地は日本政府に買いあげられ、地主に多額の金銭が支払われた。これが「土地が大金になる」という認識を住民に与えた決定的な出来事であった。

その一方で接収地に関しては、1973年に日米安全保障協議委員会で移設条件付返還合意されたものの、接収地を貸している地主らにとっては安定した地料が消えることへの不安が生じ始めた。A地区の資料によると、1975年に元のA村を含む現在の新都心地区において最初の返還が始まったが、細切れに返還されたため全面的な跡地開発は行えなかった。先行して返還された土地は産業廃棄物放置の標的となり、さらに固定資産税が地主にのしかかった。那覇市が跡地利用基本計画を決定したのは1978年、全面返還されたのは1982年になってからのことだった。1992年に土地区画整理事業の認可を得て事業が本格的に開始され、埋蔵文化財調査、戦時中の不発弾処理が行われる。その間に換地をして、大規模な土地利用を可能にし、商業・業務地区の利用促進を図ることになった。

しかしながらこの換地は、土地接収によって移動を強いられた移住第一世代を大いに落胆させた。聞き取りによると、旧住民らは土地の返還によって元の集落や元の屋敷があった場所に戻れると信じていたという。もちろん原位置換地という、自分たちが所有する土地の位置を変更せずに戻ることも可能であったが、自分たちの周囲の家が同様に原位置換地をするとは限らなかった。さらに区画整理に伴う道路整備のために減歩が行われたが、自分たちの土地が減ることに納得ができない者もいた。区画整理事業は換地率をめぐって停滞し、地料の入らない地主らは土地を売る、もしくは民間企業と賃貸借契約を結ぶことで地料を得ることになった。それが土地区画整理事業の進行をさらに困難なものにした。以下はその過程を語った例である。

「〔琉球王国時代は〕王様から位をもらったほどの家だったから、土地もたくさんあった。ちょうど今の国道から新都心にかかる辺りで、〔換地前は〕もっと南にあった。でも〔新都心側は〕取られて、自分たち一家も他所に移った。

戦争から帰ってきた親父は片目、片腕をなくして十分働けなかったから、母親が米軍住宅でハウスメイドをしてよく働いて、〔接収時に米軍によって破壊された〕墓も新しく作った。よくウガミ〔拝み〕していたさ、誰の骨も入っていないのに。

復帰のときに、国に土地が買い上げられて、何千万って金が入ってきた。男兄弟4人で継いだ土地も、最初は自分が商売するから任せてくれる〔貸してくれる〕ことになっていたけど、なかなか再開発が進まないから上の兄弟たちが待ちきれないと言ってね。半分売ってしまった。そのお金で兄弟たちは家建てて車買って。公務員で羽振りのいい生活してね。でも今は〔使い切ってしまった〕お金残ってないよ。それで結

局家も車も売ってしまったらなんにもならない。」(60 歳代男性)

そして、ようやく区画整理が終了した土地は、インフラも整備されていない利用価値の低い荒れ地でしかなかった。現在 70 歳代の女性たちは、米軍住宅時代と比較して以下のように語る。

「〇〇さんが最初に戻ってきて家を建てたけど、周りは草ボーボーで『あい。人いるんですかね』って感じで。」(70 歳代、女性)

「怖かったよね。幽霊が出るって話もあったし。」(70 歳代、女性)

このような過程を経て住民らは、土地自体をこれまでと異なる資源として考えるようになった。さらに那覇市による開発計画や土地区画整理事業内の換地により、強制移住を経験した第一世代が暮らしてきた「先祖伝来」の土地とのつながりが途切れた。ゆえに元 A 村住民やその子孫は土地に対して愛着を持てず、金銭的価値に比重を置くようになってしまったともいえる。そもそも接収により棄農を余儀なくされた人々にとって、土地返還が行われても農業に戻る術はない。つまり、土地の金銭的な価値は、米軍の地料の増大や周辺の都市化、復帰に伴う日本政府の土地の買い上げ、返還後の開発計画によって作り出されたものなのである。

その一方で同地区内では共有地の「有効利用」を目的とした開発を行うことで、コミュニティの基盤が残った例もある。A 地区の共有地という資源を基盤にした資産保存会の存在がそれにあたる。次節では、その資産保存会の活動について焦点をあてながら、共有地の新たな資源利用について詳述する。

3 A 地区における共有地の再開発

3-1 資産保存会の法人化と事業の詳細

資産保存会は、先述したとおり接収された共有地からの地料管理と接収と免れた共有地の運用を円滑に行うために 1965 年に結成された。明治期に村頭だった Y 家の子孫男性が中心となって、明治期に黒糖の税金を納めていた 75 人の男系子孫を資産保存会会員とする。会員資格は沖縄県内に居住する 20 歳以上の男系子孫（嫡出子）とその妻、子女で、現会員約 600 人である。接収を免れた共有地を含む約 1 万坪の土地を所有し、地料などの収益を資産運用している。1989 年の A 資産保存会内に法人化以降検討委員会設置を経て、1993 年に「株式会社 A 資産保存会」を設立し、会の名義で土地の登記を行っている。会長以下約 10 人の理事が存在し、常勤の事務員を一人雇用している。

この会の目的を会の総則では以下のように掲げている。「この会は会員相互の親睦融和と、祖先から引き継がれた資産を管理運営し、併せて、会員及び子孫の学事の奨励並びに人材育成を図ることを目的とする」。

総則では事業の詳細をさらに以下のように記述している。

- ①会員の福利厚生事業
- ②育英事業
- ③祭事の執行
- ④資産の「保存」

①会員の福利厚生事業では、敬老年金として 60 歳以上の会員に年間 1 万円を年 1 回行われる総会の際に直接手渡ししている。また、総会の後に行われる宴会も無料で参加できる。また②の育英事業では、専門学校、短大、大学入学者に祝い金、また年間 4 万円の育英金を支給している。

③祭事の執行では、旧暦 3 月 15 日に会の中心メンバーが集まって村落祭祀を行う。沖縄の多くの農村では収穫儀礼が村や親族単位で行われ、豊作とともに村落、親族の安寧を祖先神に祈る。A 地区の村落祭祀は、集落を創ったとされる人物の子孫が住む屋敷（殿内＝ドゥンチ）の仏壇、聖地（御嶽 ウタキ）、祖先の集合体（火之神 ヒヌカン）、泉、井戸、伝承上の祖先の墓、首里王府や中国の方面を拝むための高台の遙拝所などを含めて、現在最大で 20 カ所を回り、ノロと呼ばれる女性の祭祀執行者を中心に祈りをささげる。接收前は正月 2 日の初拝み（ハツウガン、13 カ所の拝所をめぐる）、3 月 15 日の御願（20 カ所の拝所をめぐる）で麦の収穫を祝い、穀物を伝えた中国の方向に向かって遙拝する）、12 月 24 日の御願解き（ウガンブドゥキ、14 カ所の拝所をめぐる）が大きな祭祀であったが、現在は 3 月 15 日の御願のみが資産保存会によって執行されている。

沖縄の農村における収穫儀礼では、御嶽や神アシヤギ等の聖地とあわせて村の中心となる家の代々の位牌や香炉が祭祀対象として重視される。それを誰が中心になって拝むか、祭祀を執行するかという点でも儀礼は村落内のヒエラルキーが確認される場である [伊藤 1980]。A 地区の場合、接收後に拝所のほとんどは元の場所から移動を余儀なくされ、1958 年には移住先の字 A に再建されたが、一部の殿内（村落の中心となる家）は A 地区から遠く離れた場所に移住した。しかも、現在の A 地区に農業従事者はいない。資産保存会元会長へのインタビューによると「伝統を受け継ぐため」に現在でも麦の収穫を祝う祭祀を行っているというが、ノロ（女性神役）が参加できない年もある。実際の参加者は資産保存会のうち字 A に住む会員を中心とした 30 人ほどであるため、祭祀がいつどこで行われているかということを知らない住民も多い。総じて祭祀への住民の参加率は低く、必ずしも祭祀が住民の相互連帯性を高めているわけではない。

祭祀を含めた以上の 3 事業に必要な資金を生み出しているのが、④の事業「資産の『保存』」である。会では資産を運用するのではなく「保存」と表現し、「貸さない、売らない、利用させない」の三原則をもって自らが開発に乗り出している。現在の資源は土地という不動産であるので、貸さず、利用させずに土地を使うというのは奇妙に聞こえるかもしれない。この点を質問してみると、自分たち以外の別の組織を通さないという意味であるという。つまり、かつての農村での共有資源であった村山野の薪や草、製糖作業場の排他的な利用法が基礎にあり、現在の資源を維持しようとしている思考が指摘できるだろう。しかし、資産運用とせず「保存」とする利点がもう一つある。以下の資産「保存」戦略に関



写真3 旧暦3月15日の御願。古墓での拝みの様子(2013年)



写真4 旧暦3月15日の御願。A地区外に移住した宗家の香炉への拝みの様子(2014年)

する事例を挙げながら説明しよう。

3-2 開発＝保存——A地区における資産保存戦略

1982年の全面返還後、返還地（現在の新都心）内に点在していた合計18カ所の共有地（約3700坪）の有効利用が模索されていた。A資産保存会は法人化を機に会員の連名で登記していた土地を会名義にして、土地運用の円滑化を図った。

先述したように新都心における土地区画整理事業により換地を行った際、個人の所有地は換地率をめぐる問題から事業が進まず開発が遅れた結果、土地を手放さざるをえなくなった私有地地主がいた。しかし、資産保存会の場合、点在していた共有地を「申し出換地⁶」により集約することで大規模な土地利用を可能にし、商業・業務地区の利用促進を図れるという点で、換地は非常に優位に働いた。その集約された土地に県内の商業施設誘致を図ったのだった。新都心の開発を進めた地域振興整備公団からは本土の企業を誘致するようにとの提案があったが、資産保存会側は「地元企業でないと地元のためにならない」という理由からその提案を断ったという。そして、名乗りをあげた県内企業のスーパーマーケット出店にむけて話し合いを開始した。

1995年、用地確保のため他の私有地の個人地主にも呼びかけ、A開発地主会を設立した。他の私有地と共有地を合わせた土地に商業施設を建設し、土地と建物は開発地主会の所有として、それを県内企業が賃借する形で、2002年にショッピングモールがオープンした。新都心内のA地区以外の商業施設着工、行政機関の移転計画が進まない中で、国道沿いの立地を生かして作られたショッピングモールには食料品スーパー、雑貨店、衣料品店、家電量販店、ファーストフード、レストランなど12の平面店舗と店舗前の平面駐車場を備えている。

このようなオープンモール型の商業施設は現在では珍しくないが、本事例が新都心での

6 希望する土地への換地を地権者によって申し込まれた意向に配慮しながら一定条件のもとで行う換地。

先駆けとなったという⁷。資産保存会の元会長（65 歳）はその導入経緯を以下のように語る。

「沖縄で初めてのことから、本土〔横浜〕のショッピングモールにも〔保存会で〕視察に行ったよ。結局アメリカの例を参考にして平面式を採用した」



写真5 返還後の開発によって誕生したショッピングモール（筆者撮影）

「アメリカ」とは沖縄では「米国」や「米軍」「米軍人」、またはそれによってもたらされた「アメリカ文化」としての米国の製品や生活様式も意味する。特に A 地区の場合の「アメリカ」とは「米軍住宅地」という意味も含まれ、上述したように米軍住宅地内にはスーパーマーケットやレストランがあった。出入りを厳しく制限されていたとはいえ、かつて接収地に建てられた米軍住宅やそこに展開する「アメリカの街」の風景の記憶の断片が、後の資産保存会による開発に影響を与えていたのである⁸。

3-3 会員への利益配分——利益から「楽しみ」へ

新都心では 2005 年以降次々と複合商業施設が増加したことによる客の奪い合いが起こり、会員からは資産保存会の運営方法への批判もでている。しかし、この資産保存会にとっては成功例であると自負している。その理由は、区画整理事業終了後の「荒れ地」であった新都心における最初の商業施設として開業させ、新しい街が拓ける可能性を示したということである。筆者の「新都心の他の商業施設との競争があるんじゃないですか？」という質問に対して元資産保存会の会長は「いや、もっと人がくるようになっていいよ。みんなで繁盛すればいいさーね」と答えている。

このように新都心全体としての発展の基礎を作ったことを元会長が評価しているが、そもそも「資産保存会」として会を発足させることで元住民とその子孫を含む大きなコミュニティの再編を可能にしていることも成功要因であると指摘できる。復帰後、他地域においても軍用地地主会が接収地の返還とともにその存在意義をなくして解散したが、跡地利用に向けた地主会の組織改編は進まなかった。しかし、この資産保存会では「共有資源の保存」ということを目的に掲げることで、他の地主会より円滑に開発にむけた組織改編を行うことができた。そして開発ではなく「保存」として④の事業により収益をあげ、①～

7 本事例以外の新都心におけるショッピングモールは同じオープンモール型には類型されるが、立体店舗と立体駐車場の内部に各店舗が配されている。それに対し、A 区のショッピングセンターは完全に野外に店舗が配されている（写真 5 参照）。

8 1954 年には琉球米軍司令部の近隣地域であるコザ市（現・沖縄市）に開業した米軍属向けの商業施設「プラザハウスショッピングセンター」も野外の平面店舗と駐車場を有する商業施設で、新都心 A 地区の例と施設形態が似ている。

③の福利厚生事業を前面に出し、目に見える形、つまり手渡しで現金を配布するという利益配分を行うことで内部の批判をかわしやすい構造になっている。

福利厚生事業として配分した利益の残金は、全会員に頭割りで配分される。しかし、先に述べたように会員資格は男女に不平等が生じている。A 資産保存会では女性会員は非会員と結婚した場合、その夫や子供には会員資格は与えられない。男女平等を規定している日本の相続に関する現行法に照らし合わせると、その会員資格に対して不満が生じてもおかしくない。

実際、沖縄本島中部において現在も軍用地内にある共有地を有している金武部落会では、金武出身で婚出により会員資格を失った女性たちが会員資格と軍用地料配分を求めて提訴した〔陳 2007〕。これが軍用地ではない共有地であれば、男女不平等は生じなかったのではないだろうか。例えば女性は婚出したとしても夫方の共有地に組み込まれ、そこで結婚前と同様に共有資源を使用できるはずである。しかし、接収があった地域では土地が金銭的な価値を生じ、本土復帰にかけて軍用地料が増額されることにより、軍用地は大きな金を生むようになった。そのため、地域により共有地が生み出す利益に差異が生じたのである。金武の場合、結果として裁判は女性側の敗訴に終わったが、その後金武部落会の会員規定は見直され一部女性にも会員資格が認められるようになった。

A 地区でも男女不平等の会員資格をめぐる同様の訴えが起こる可能性は大いにある。しかし、今のところ起こっていない。その理由は二つ考えられる。

一つ目は配当金額にある。金武地区は現在も軍用地であり、地料を会員に配分した場合、それが月々十数万円を超えるという生活するうえで無視できない金額になっている。しかし A 資産保存会の場合、会員数が 600 人に上るうえに、すでに軍用地ではない。そのため景気が悪ければ、誘致企業が撤退する恐れもある。利益が年によって変動することもある。結果、A 資産保存会会員への配当は年間数千円から 1 万数千円という額であり、取りに行くのを忘れる会員もいるほどである。

二つ目の理由が、年 1 回開かれる総会の後の宴会にある。毎年 5 月になると、A 資産保存会の昨年度の決算報告が行われる。会場は、那覇市でも規模の大きなホテルで、そのホテルの中でも一番大きな宴会場が使用される。会場に訪れた会員には配当分の現金が配布される。

筆者が参加した 2005 年の総会を例にすると、決算報告自体は 1 時間ほどで終わるが、決算報告会が終わり近くなるにつれて多くの人が会場にやってきた。報告会が終わり隣の宴会会場に移動すると、すでに宴会会場には人があふれていた。宴会はビュッフェ形式で、会員が家族ごとに座る丸いテーブルがいくつも用意され、皆が談笑している。宴会への参加者は、この年の場合 300 人以上に上った。A 資産保存会の全会員数が 600 人であることを考えると実に半数の参加者が集っているということになる。

しかし、宴会の参加者は実際には会員資格がない者もいた。筆者が席に着いた丸テーブルで紹介された家族の中には、婚出した女性会員の夫、子供らが含まれている。つまり、会員資格がない者も無料で参加ができるのである。現在は字 A 集落に居住していない会員やその家族も集まるため、各テーブルを回って挨拶を交わしている人も大勢いた。筆者

と同じテーブルに着いていた老年の女性らは、その様子を見ながらこう言った。

「毎年みんなに会えるから楽しみよ、ご飯もおいしいし。」(70 歳代女性)

「去年来ていたのに、今年来ていない人がいると心配になる。特にお年寄りも入院しているという人もいます。そういう話を集まってする。」(70 歳代女性)

かつて強制接収を経験した彼女らは移住先の字 A で現在も暮らしているが、この宴会は離れて暮らしている子や孫、友人らと会って情報交換する機会になっている。そして、豪華な食事の最後には沖縄民謡のプロの唄者が三線をひきながら唄い、カチャーシーを皆で舞う。カチャーシーとは喜びの踊りであり、かつての村落祭祀において行われていたが、現在 A 地区の村落祭祀の参加者は少なく踊りもない。代わって、この総会後の宴会でカチャーシーを舞う。それを見ながら老年女性らは「今年もいい歌い手を呼んだね」

「去年の〇〇よりはいい」と評価し合っていた。このように、総会後の宴会は村落祭祀における直会のような役割を果たしているが、一方でこの宴会では直会とは異なり、資産保存会が共有地からの利益によってその年により歌い手を呼べるか否か、おいしい食事を提供できるか否かが重要な評価点なのである。

この事例から、当該地域の軍用跡地における開発を経た後の共有地の資源分配の意義について、コモンズの議論枠組みから考察してみよう。井上真は地域レベルで成立するコモンズをローカルコモンズと呼び、自然資源にアクセスする権利が一定の集団に限定される管理制度と定義している。さらに、このローカルコモンズを、利用に関する規制の有無を基準として二つに分類している。第一は利用についての集団内の規律が定められ、利用に当たって種々の明示的あるいは暗黙の権利・義務関係が伴っている「タイトなローカルコモンズ (tight local commons)」制度である。第二には、利用規制が存在せず集団のメンバーならば比較的自由に利用できる「ルースなローカルコモンズ (loose local commons)」制度である。この場合、利用規制等は慣習法に組み込まれておらず、十全な共同管理がなされているとはいえない。よって、ハーディンの言うところの無制限な利用による資源の枯渇を招く「コモンズの悲劇 (tragedy of the commons)」は、タイトなローカルコモンズでは起こりにくいと考えられることができる [井上 2001]。一方で沖縄における軍用地化された共有地について調査した難波は、軍用地料が細分化されないようにするために、地料を受ける団体のメンバーから女子孫を排除する「タイトなローカルコモンズ」が出現することを指摘している。特にメンバー一人一人への軍用地料の個人配分が大きい地域では、メンバーシップをめぐる訴訟に発展した。これはまさに「軍用地コモンズの悲劇」[難波 2013] である。

本事例の場合、軍用地から返還されたことで再び維持管理が必要な資源になった。軍用地の頃のように維持管理なしに生み出される無尽蔵な地料という資源はもはや存在せず、開発の過程で負債を抱え、恒常的に景気に左右される。その共有地の資源はメンバー一人一人に配分される時点でさらに少額になることで、生業にさほど影響しない副次的な経済活動として存在している。そして、総会後の宴会のように保存会の非メンバーも含むこと

で、ある種「ルースなローカルコモンズ」が出現している。このように共有地の資源が毎年続く「ささやかな楽しみ」になることで、資産保存会に対する批判の表面化やもめ事という「コモンズの悲劇」を回避しているといえる。

3-4 共有資源の活用の違い——C 地区を事例に

では、新都心の他の地域の場合はどうだろうか。A 地区に接する C 地区を事例に資源の活用の違いについて比較してみよう。

A 資産保存会が把握している限りで、現在新都心で A 地区以外に共有地が残っているところはない。長年 C 地区の取りまとめを行ってきた 90 歳代の男性にその理由を尋ねてみると、「村内の集落形態」にあるという。

「C 村には琉球王朝最後の王様の五男である王子の家屋敷があつて、明治 20 年代くらいにうちの父親が買い取った。2～3 万坪の土地に、集落が 2、3 あつた。サトウキビやイモ、野菜を植えていた。王家から拝領した S という泉もある。

自分は本土の大学に進学した後、造船所に戦時動員された。戦争が終わった翌年那覇に帰ってきか、昔の C の面影は全然なく、崩れかけた木にテントを張り、骨と皮になつてもたれかかるようにして生きていた両親と再会した。(中略) 土地は接収されて畑ができないので、戦後は教員として働いた。

戦前は集落毎に共有地があつたが、戦後のどさくさで誰かが売ってしまった。C 村の場合はいくつか集落があつて〔その規模が小さかつたため〕人数が少なくて、共有地を売るのに勝手に判子を押して売ってしまったらしい。今、あの場所を〇〇がまとめて使っているのは、そのとき誰かが売ってしまったからだ。A は一つの集落しかなかったから〔相互監視する人が多く〕勝手に売ることができなかったのだろう。」

男性はさらに以下のように指摘している。

「[A 地区が資産保存会を法人化してショッピングモールをつくったことについて] もちろん知っている。あそこはゲート前だったから C とは違う。」

広大な農地が広がり複数の集落からなる C 村は、各集落に分かれてそれぞれの共有地を管理していた。しかし、戦後になって共有地を共同管理の名義人の一人が勝手に手放してしまったという。その理由は、集落の元々の人数が少ないうえに沖縄戦による人口減少が追い討ちをかけ、共有地の売却に関して共同管理の名義人の判が集めやすかつたからである。それと比較して A 村の場合は一村一集落であつたため、相互監視により共有地を売却しにくい状況があつたのではないかと考えられる。さらに、共有地があつたからといって、それを元手にした開発がうまくいくとは限らない。C 地区の男性は、A 地区の成功を「ゲート前だった」という理由に求めている。米軍に対する土地返還運動について論じた鳥山淳の言葉を借りるなら、米軍との「協力関係」を持つという「現実主義」[鳥山

2004] を選んだ／選り取られた A 地区は、ゲート前という立地によって同じフェンスで同じ軍用地に接していても他の 3 地区とは経験が大きく異なるのである。

C 村は共有地を失ったが、戦後しばらくして婦人会の希望で御願^{うがん}をするようになった。年に一度、軍用住宅地に許可を得て入り、接收後に整地のために埋められた泉の跡地で遙拝を行っていたという。それを契機に、接收前に C 村に住んでいた人たちによって団体が結成され、C 村に伝わる天女伝説から名前をとり「天女会（仮名）」と名付けられた。会は忘年会や模合（講）を行う親睦団体だったが、軍用地の返還後に原状復帰で泉一帯が掘り起こされたのを機に会員が集まって泉を拝所として再建し、現在は年に一度拝所の清掃活動を行っている。

このように字 C では共有地を失ったが儀礼に用いる泉を資源化して再集団化を図り、それが元になって C の名前を新都心内の小学校につける活動を展開した。C 地区の取りまとめを行ってきた男性は以下のように語る。

「〔新都心ができる際に新しく〕「おもろまち」ができたが、昔はそんな名前ではなかった。新都心内に「おもろまち自治会」を作った時には、年寄りから『えー、あんたたち、昔はおもろまちなんで地名はなかったよー』と言われた。だから〔新都心 C 地区に〕小学校ができるときには C の名前をつけるように〔天女〕会で働きかけた。ようやく C の名前がつくことになったが、おもろまちにならって平仮名や片仮名でつけようとするので、C の字は『那覇』よりも画数が少ないから漢字にすべきだと市の人を説得した。」

051

返還後の開発を経て馴染みのない「おもろまち」が誕生した際、旧住民らはその名に違和感を持った。それ故に、泉を中心にした集団によって再度その地の学校という公共施設に旧地名を付与する活動が進められた。それは、新都心内に新しくできた C 地区に接收前の C が持っていた歴史や文化の再埋め込み行為と捉えることができる。

それに対して A 地区も 2012 年に新都心内の A 地区に開校する小学校への名づけ運動を展開した。資産保存会の元会長らは当時の様子を以下のように語っている。

「『新都心小学校』と名前がつきそうだという話を聞き、新都心なんて名前はもともとないから、元の A の名前をつけようと市や教育委員会に働きかけた。小学校ができたところは（強制移住前は）A 村の中心だった。」（資産保存会元会長、60 歳代、男性）

「C は天女会の〇〇っていう先生〔C 地区の取りまとめを行った男性〕が中心になって学校に C って名前をつけようってがんばったらしい。石碑をつくって除幕式には市長も来た。」（A 地区、70 歳代、女性）

「A にもゲート入ったところに T という泉があった。米軍住宅だったときも、ときどき入っておばさんたちと拝みしたさ。でも、返還された後〔区画整理の際に〕道路になった。S だけではなく T も拝みでも大事な場所だった。本当だったらあそこに拝み

にいくべきだし、もし名前だけでも残せると分かっていたら残した。碑でも建てとけばよかった。」(A 地区、70 歳代、女性)

これらの語りからは、平素はほとんど交流がないにもかかわらず両者の動向は把握しているという両地域の微妙な「対立関係」が読み取れる。隣接する A 地区と C 地区ではいくつかの拝所を重要な祭祀場所として共有している。その中の一つに上述した C 地区の S の泉があげられる。接収や返還後の道路整備がなければ T の泉が新都心の中で重要な拝所であったはずだという前出の女性の訴えには、自分たちの村の優位性と同時に返還後の区画整理に対する不満も表現されている。

4 おわりに

本稿では新都心とその周辺地域を「接触領域」と捉え、そこでの住民の経験と記憶を明らかにしてきた。戦後の支配者との遭遇、特に戦争と米軍による土地接収によって現れた軍用住宅と米軍出資によるホテルの存在は、ゲート前になった A 地区の生業及び土地利用に他地域よりも早く変化を与えている。加えて軍用住宅を通じた「アメリカ文化」との出会いは、後の返還後の大規模開発の際、共有地にアメリカ消費文化の象徴ともいえるショッピングモールをつくる契機になっていた。

先行する研究では、1950 年代に世界各地でできた米軍基地と同様にそこには権威主義的な構造を持った特殊な「基地社会」があり、その閉鎖的な基地コミュニティにおける人種的な偏見も含め、占領者・統治者の一員としての優越性がさらに強化されていたと指摘されている。つまり、基地と沖縄社会の両者の間には対等な意味でのコミュニケーションが生まれる関係は存在しなかったのである [宮城 1982:117-123]。基地内に入れるのも、基地関連の仕事に従事する人々に限られ、その影響も一部に限定されたものに過ぎなかった [屋我比 2009:331]。

しかし、軍用地として接収されたものの基地使用を免れた現在の新都心地区では、軍用訓練による騒音や流れ弾、軍用機の墜落といった基地被害のリスクは低かった。そして、A 地区の場合、ゲート前だったという地理的な優位性があった。その優位点を利用した米軍側の思惑と安く土地を賃借売買した沖縄人事業家らの動きは、本土復帰前にかけて軍用地料が値上がりするよりずっと以前に A 地区の土地を資源化する契機を与えていたのだ。さらにゲートを通じて行き来することによって蓄積された「豊かなアメリカ」という断片的な記憶が、返還跡地の共有地開発において新たな強権者として現れた本土資本に抗する資源と化していた。

上述したように A 村の元住民とその子孫は、共有地の開発により得られる資源を広く薄く分配して「楽しみ」に変えることで、現在でも共同体として緩やかに繋がりを続けている。つまり共有地の商業的な開発は、彼らにとって経済的な利潤を追い求める行為だけではなく、共同体意識の表れと捉えることができるのである。

そして次のフェーズで行われたのが、新都心として誕生した新しい街に旧集落の記憶を

再度植えつけることであった。これは、共有地を消失したがゆえに泉を資源化して再度集団化を図った周辺集落の動きに影響を受けて行われた。特にショッピングセンターが開業した後の A 資産保存会では、沖縄戦より以前の集落の姿をアーカイブする動きが活発になっている。古地図を作成し、さらには旧村の集落形態をジオラマ化して公民館に保存している。2010 年には A の地誌も発刊した。それらの制作費はすべて商業地となった共有地から得ている。しかし、米軍住宅時代の記憶やゲート前の A 区の変化については、A 資産保存会の資料にもほぼ記録されていない⁹。共有地の利用法を大きく変えた軍用地時代の経験と記憶という資源は現在のところ、埋没しているのである。A 地区は絶え間なく支配者層および支配文化と交渉し続けるだけでなく、周辺地域とも緊張感を持って折衝し続けている。それゆえに現在は、「軍用地時代」ではなくそれよりずっと以前の「旧村」を資源にして、新都心における共同体意識を誇示・刻印しようとしているのではないだろうか。

<謝辞>

本研究の推進にあたって以下の助成を得ました。記して感謝いたします。人間文化研究機構総合地球環境学研究所研究プロジェクト「軍事環境問題の領域横断的研究」（代表：田中雅一、京都大学人文科学研究所）、科学研究費「沖縄における墓地開発と宗教実践の相互作用に関する文化人類学的研究」（代表者：越智郁乃）、科学研究費「軍用地と地域社会：沖縄県における軍事基地と軍用地料に関する地域社会学的実証研究」（代表者：瀧本佳史、佛教大学）、科学研究費「沖縄振興の計画と現実：返還跡地再開発をめぐる合意形成と公共性」（代表者：難波孝志、大阪経済大学）

<参考文献>

- 伊藤幹治 1980 『沖縄の宗教人類学』弘文堂。
井上真 2001 「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学——森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社、pp.1-28。
沖縄県知事公室基地対策課編 2008 「第 7 章 駐留軍用地の跡地利用」『沖縄の米軍基地』沖縄県、pp.153-169。
沖縄タイムス社編 1980 『私の戦後史 第 1 集』沖縄タイムス社。
佐藤健二 2007 「文化資源学の構想と課題」山下晋司責任編集『資源人類学 02 資源化す

9 A 資産保存会が 2010（平成 22）年に発行した『A 誌』（全 370 頁）では、先史時代から現代の日米返還合意までの A 区の歴史が 190 頁を占める。中でも沖縄戦から戦後の接収による強制移住の過程に関しては 70 頁にわたって詳細に記述され、座談会形式で行われた沖縄戦と戦後の強制移住の 6 人の経験者（男性）の記憶の聞き取りについても記録されている。また、軍用地返還から跡地利用計画の策定、共有地を管理する資産保存会の成立経緯から、保存会が誘致した商業施設の開店まで 30 頁記載されている。軍用住宅地に関する記述はわずか 1 頁にとどまり、住民の軍用住宅地をめぐる記憶に触れているのは「基地内の住宅地域に比べて、民間地域の貧しさは比べようがなかった。基地の中には 1181 戸の住宅の他、プール、ゴルフ場、スケート場、PX、学校等の整備された施設に、追い出された民間地域からは羨望のまなざしが向けられた」という一文にとどまる。また、昭和初期にかけての村の生業や親族組織、共有地、共有施設に関する章と集落祭祀を含む年中行事、祭祀を行う拝所、人生儀礼や古老への聞き取りを含む伝承に関する章が合計 90 頁にわたって記述されている。

- る文化』弘文堂、pp.27-59。
- 高山佳子 2002 「農地の変化と軍用地の影響——沖縄県読谷村の事例」松井健編『開発と環境の文化学——沖縄地域社会変動の諸契機』榕樹書林、pp.187-207。
- 田中雅一 2007 「コンタクト・ゾーンの文化人類学へ——『帝国へのまなざし』を読む」京都大学人文科学研究所人文国際研究センター『Contact Zone』001：31-43。
- 陳泌秀 2007 「金武区軍用地料裁判から読み取る村落文化の伝統と変化」『沖縄民俗研究』25：1-29。
- 鳥山淳 2004 「破綻する〈現実主義〉——『島ぐるみ闘争』へと転化する一つの潮流」『沖縄文化研究』30：113-156。
- 難波孝志 2013 「沖縄の軍用地における commons の諸問題——杣山の軍用地料分収金をめぐる諸相」『大阪経大論集』63（5）：pp.27-45
- 西川潤・松島泰勝 2010 「沖縄の将来像」西川潤・松島泰勝・本浜秀彦編『島嶼沖縄の内発的発展——経済・社会・文化』藤原書店、pp.373-382。
- 西里喜行 2004 「9章 近代化・文明化・ヤマト化の諸相」安里進他編『沖縄県の歴史』山川出版社、pp.256-300。
- 林公則 2010 「米軍基地跡地利用の疎外要因」宮本憲一・川瀬光義編『沖縄論——平和・環境・自治の島へ』岩波書店、pp.127-142。
- 真栄平房昭 2004 「6章 琉球における身分制社会の成立 4 砂糖と貿易」安里進他編『沖縄県の歴史』山川出版社、pp.188-194。
- 真喜屋美樹 2010a 「米軍基地の跡地利用開発の検証」宮本憲一・川瀬光義編『沖縄論——平和・環境・自治の島へ』岩波書店、pp.143-162。
- 2010b 「返還軍用地の内発的利用」西川潤・松島泰勝・本浜秀彦編『島嶼沖縄の内発的発展——経済・社会・文化』藤原書店、pp.227-254。
- 松井健編 2002 『開発と環境の文化学——沖縄地域社会変動の諸契機』榕樹書林。
- 宮城悦二郎 1982 『占領者の眼——アメリカ人は＜沖縄＞をどう見たか』那覇出版社。
- 本部町史編集委員会編 1984『本部町史 資料編 2』本部町役場。
- 屋我比収 2009 『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす——記憶をいかに継承するか』世織書房。
- Pratt, Mary Louise 1992 *Imperial Eyes: Travel Writing and Transculturation*. London : Routledge.

Front Gate as a Contact Zone: Gate to The U.S. Military Housing and Its Influence to the Surrounding Community in Naha, Okinawa

Ikuno OCHI

Keywords: Returned U.S. military lands, commercial development, commons, resources, memory

Okinawa in Japan has long been placed in colonial state, always can be regarded as a “contact zone” where people meet "Japan" and "America". The commons in the "Subcenter" area of Naha, the capital of Okinawa, had been a rural district before the WWII and became a grueling battlefield during the Battle of Okinawa. After the war, the U.S. military had seized most of the village land and indigenous residents were forced to relocate. After the Reversion of Okinawa to Japan in 1972, the return of Military Land started. Suddenly, the landowners found that they were now responsible for the development of the returned land. They decided to transform the land into a commercial district.

Such commons without natural resources are often excluded from discussions in terms of commons theory. In a commons located in an urban area, the local residents' usage and relationship to the land are no longer the same. The local residents of such urban commons are now forming innovative relationships with the lands.